

新座市開発行為等事前協議申出書に必要な書類一覧

区 分	開発行為	建築行為	中高層建築物 の 建 築
事前協議申出書	○	○	○
委任状	○	○	○
別記様式第1号の誓約書	○	○	○
目次	○	○	○
位置図(案内図)	○	○	○
公図の写し	○	○	○
土地登記事項証明書の 写し(要約書でも可)	○	○	○
求積図	○※備考7	○	○
現況図	○	○	○
土地利用計画図	○	○	○
造成計画平面図	○	×	×
計画横断縦断面図	○	×	×
給排水計画図	○	○	○
排水施設構造図	○	×	×
道路計画図	○	△	△
擁壁構造図	△	△	△
日影図	×	×	○
電波障害調査報告書	×	×	○
建築物各階平面図	○※備考8	○	○
建築物立面図4面	○※備考8	○	○
建築物断面図2面	○※備考8	○	○
植栽計画図	○	○	○
一般廃棄物集積施設の詳細図	○	○	○
別記様式第2号の 標識設置報告書	○※備考10	○	○
別記様式第3号の 近隣住民等説明報告書	○	○	○
その他必要な書類	△	△	△

備考

- 印……添付を要する。 ×印……添付を要しない。  
△印……必要に応じて添付を要する。
- 提出は、電子データ一式を電子メールで提出(kaihatu@city.niiza.lg.jp宛て)するとともに、紙媒体の正本1部及び副本2部を窓口で提出してください。
- 公図及び土地登記事項証明書の写しについては、取得後3カ月以内のものを添付してください(インターネットによる取得可)。
- 公図の写しには事業区域を明示し、土地登記簿上の地目を記入してください。
- 現況図には、申請地及びその周辺の地盤高を記入してください。
- 土地利用計画図等には、既設、新設公共施設等を具体的に記入してください。
- 求積図については、周り間の数値を小数点第3位まで記入してください。
- 建築物に係る各図面については、一戸建て(戸建分譲)の場合は必要としません。  
また、建築面積、延床面積、建ぺい率、容積率、最高高さ及び最高の軒の高さを

記入してください。

- 9 新座市開発行為等事前協議変更届出には、委任状、位置図（案内図）、公図の写し及び変更が生じた図面（変更前後）を添付してください。提出方法は、電子データ一式を電子メールで提出（kaihatu@city.niiza.lg.jp 宛て）するとともに、紙媒体の正本1部及び副本1部を窓口で提出してください。
- 10 標識設置報告書については、標識の設置後速やかに正本1部を提出し、事前協議の届出時にはその写しを添付してください。